

荻窪法人会

196

O G I K U B O H Ō J I N K A I



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

- 3 新春のごあいさつ
 - 小竹良夫／公益社団法人荻窪法人会 会長
 - 中山幹浩／荻窪税務署 署長
 - 織田 博／杉並都税事務所 所長
 - 田子周一／東京税理士会 荻窪支部 支部長
 - 田中 良／杉並区長
- 5 組織委員会 会員増強中間報告
- 6 7団体共催荻窪税務署 署長講演会
 - 中山幹浩／荻窪税務署 署長
- 8 小竹良夫会長インタビュー
- 10 追悼のことば 故 織茂育代 女性部会長を偲んで
- 11 平成30年度 税制特別講演会
 - 多田英里／荻窪税務署 副署長
- 12 東法連特別講演会
- 14 税を考える週間
 - 中学生の税についての作文
 - 杉並納税街頭キャンペーン
 - 税に関する絵はがきコンクール
 - 税の標語
 - 平成30年度 荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者
 - 平成30年度 杉並都税事務所 所長感謝状受彰者
 - 平成30年度 東京都主税局長表彰受彰者
 - 平成30年度 税務功労者杉並都税事務所長感謝状受彰者
 - 平成30年度 財務大臣表彰受彰者
- 20 [秋季] 各ブロックの研修会レポート
 - 第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック、第4ブロック、第5ブロック
- 24 税務コーナー
 - 税制委員会より
- 26 事業承継税制の特例
 - 税制委員 小島麻里(税理士)
- 28 e-Tax推進税理士事務所について
- 29 ブロック・支部・委員会・部会からの報告
 - 厚生事業委員会
 - 組織委員会
 - 社会貢献委員会
 - 研修委員会
 - 税制委員会
 - 第22支部
 - 青年部会
 - 女性部会
 - 源泉部会

表紙イラストについて



荻窪周辺のイベントシリーズ 【荻窪法人会 青年部会 落語を楽しむ会】

2018年の開催で第32回目となる青年部会主催の「落語を楽しむ会」。第1回からご出演いただいている古今亭寿輔師匠を中心とした落語家数名をお呼びし笑って過ごす時間が至福のとき。チャリティー募金も行い義援金等として寄付している。

新春のごあいさつ

荻窪法人会会長

小竹良夫



年号が変わる新年度は、平成の厳しい時代を乗り切った我々中小企業も大企業に続いて再生・復活し、若き後継者や創業者が中小企業にやりがいを感じる時代になることを強く望みます

新年あけましておめでとうございます。

ご来賓の荻窪税務署の中山署長様はじめ関係官庁の皆様、友誼団体の皆様には、公私ともにお忙しい中ご臨席をいただき有難うございます。また平素から法人会・間税会に對しまして、格別のご理解とご指導を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

荻窪法人会は、これまで60年を超える歴史をもつ団体として、荻窪で約2200社の会員を擁し、税の良き理解者として税制・税務の研修、青少年に対する租税教育、また地域に密着した幅広い社会貢献活動などを展開してまいりました。

今後も、公益社団法人として、地域社会の繁栄に貢献する中小企業経営者の団体とし、税を中心とした活動をより積極的に展開し、社会にも貢献してまいります。

今後とも、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成の終わりの今年度は10月からの消費税の増税、それに伴う軽減税率の導入、荻窪税務署の移転と税を取り巻く環境が変化し、景況の動向と我々の経営にも影響を及ぼすことも推測されますが税の理解者である我々は確実に乗り切っていきたいと思えます。

平成の時代は、失われた20年といわれた通り我々中小企業には厳しい淘汰の時代であっ

たと感じます。荻窪法人会も平成の初めには3200社あった会員が現在では2200社に減少いたしました。しかし来るべき年号が変わる新年度は、平成の厳しい時代を乗り切った我々中小企業も大企業に続いて再生・復活し、若き後継者や創業者が中小企業にやりがいを感じる時代になることを強く望んでやみません。

このような変化の時代の中、今年度の荻窪法人会の活動は、本日の新年賀詞交歓会に始まり、2月は恒例の5つのブロックでの研修会、2月21日には研修委員会による区民にも開放する1000名参加の講演会を、元宮崎県知事でタレントの東国原氏をお招きして開催いたします。そして各委員会、ブロック・部会においても多くの研修会・会員交流会が開催される予定です。

また一部の会員は東法連の委員として東京全体の活動にも参画いたします。そして、6月6日の総会まで予定された今年度の事業活動を着実に実行してまいります。

会員の皆様には是非これらの行事に積極的に参加いただき、税務や経営の情報に触れ、地元の会員企業同士の交流も深めていただきたいと思います。

結びになりますが、会員企業の益々のご繁栄と本日参加の皆様のご健勝・ご多幸を祈念申し上げて挨拶いたします。

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎えるに当たり、公益社団法人荻窪法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

荻窪法人会員の皆様には、平素より税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、所得税確定申告につきましては、本年1月以降、より簡便にe-Taxが利用できる「ID・パスワード方式」が導入されております。スマートフォンからも送信できますので、是非e-Taxのご利用をお願いいたします。

また、10月1日には、いよいよ消費税率の引き上げ及び軽減税率制度が実施されます。制度が円滑に実施されるよう、引き続き周知・広報等に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、荻窪法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

荻窪税務署 署長
中山 幹浩



新春を寿ぎ、謹んで新年のお慶びを申し上げます。公益社団法人荻窪法人会の皆さまにおかれましては、旧年中も都税さらには東京都政の様々な分野に、格別のご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般の税制改正における、都市と地方の財政力格差の解消を名目とする、地方法人課税の見直しにより、甚だ遺憾ながら、東京都は、皆さまからお預かりする、九千億円を超える、膨大な額の都税収入を失うことになりましたが、私ども引き続き、一円の重みをしっかりと心に刻みながら、東京の膨大な財政需要を支える歳入の確保はもとより、地域の皆さま、納税者でありますお客様に信頼される、親身で丁寧な税務行政を徹底してまいりますので、倍旧のご指導・ご叱正を賜りますよう、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆さまのご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

織田 博
杉並都税事務所 所長



新年明けましておめでとうございます。

公益財団法人荻窪法人会の皆様には健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年中は小竹会長をはじめ役員及び会員の皆様には、東京税理士会荻窪支部の活動に対しまして、深いご理解と多大なるご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月にはいよいよ消費税率が10%となり消費税の軽減税率制度が導入される予定です。税理士会はこの制度の事務負担の効率性等の観点から単一税率の維持を訴えてきました。今後は税の専門家として、中小企業への負担が軽減される制度の構築に向け努力致します。また、申告納税制度を支え電子申告・ダイレクト納付の更なる推進、地域金融機関と連携しての中小企業支援、事業承継等、荻窪法人会の皆様と情報交換を活発にし、荻窪法人会の皆様の良きパートナーとして、信頼にお応えできるよう努めてまいります。

結びに、公益財団法人荻窪法人会の皆様の益々の事業のご発展とご健勝を心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

田子 周一
東京税理士会 荻窪支部 支部長



あけましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

小竹会長をはじめ皆様には、日頃から円滑な区政運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて今年は、5月の改元を控え、皆様にとっては新たな時代の幕開けを感じさせる1年になるのではと思います。区政におきましても、先般改定した総合計画・実行計画等をスタートさせる節目の年となります。私は今年1年、「区政の使命は区民福祉の向上」という初志を貫き、現状に満足することなく、区民福祉のさらなる向上、限界のない高みを目指して、新しい時代にふさわしい区政運営に努めてまいりたいと考えています。

新たな時代を迎えるに当たり、その先にある皆様の期待に満ち溢れた杉並の将来像の実現に向けて、職員一丸となって邁進してまいる所存ですので、本年も引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

田中 良
杉並区 区長



会員増強中間報告

年間目標の86会員増強に対して
 これまで30会員の方々に入会いただき
 34.9%の達成率



支部別加入率(平成30年12月4日現在)

	支部	稼動数	会員数	加入率(%)
BLOCK 1	1	104	59	56.7
	2	119	85	71.4
	3	136	108	79.4
	4	137	110	80.3
	5	105	82	78.1
	計	601	444	73.9
BLOCK 2	6	105	82	78.1
	7	127	82	64.6
	8	153	80	52.3
	9	46	30	65.2
	計	493	317	64.3
BLOCK 3	10	62	43	69.4
	11	90	57	63.3
	12	65	44	67.7
	13	58	59	101.7
	14	120	100	83.3
	計	208	167	80.3
BLOCK 4	15	541	427	78.9
	16	82	64	78.0
	17	100	71	71.0
	18	119	96	80.7
	19	183	114	62.3
	計	133	88	66.2
BLOCK 5	20	617	433	70.2
	21	82	49	59.8
	22	80	75	93.8
	23	97	72	74.2
	24	127	119	93.7
	計	184	153	83.2
事務局			10	
合計		2822	2099	74.4

一層のご協力と退会防止活動の推進をお願いします

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。10月・11月の会員増強月間では13会員の入会でしたが、年間目標の86会員増強に対してこれまで30会員の方々に入会いただき、34.9%の達成率となりました。加入率は稼動法人数2822に対して74.4%の加入率となり、変わらず高い組織率を維持することが出来ましたが、入会数については昨年比で▲(マイナス)33社となっております。一層の会員増強活動に励むとともに、ご入会いただいた皆様とご紹介いただきました会員の皆様に重ねて御礼申し上げます。

組織委員会では昨年度より引き続き“来たるくなる法人会”を合言葉に活動を行っており、今年度は各支部での退会防止活動に力を入れてきました。今年度すでに22回の退会防止事業が実施され、昨年度の同時期に比べてすでに6回多くなっており、今後の予定も含める

と昨年を上回るの間違いありません。退会防止事業の具体事例を紹介させていただきますと、23支部で実施した地域視察会では最近オープンしたインターナショナルスクールの見学から地域防災施設の視察会が行われ、身近な場所でもなかなか行けないところへ行けてよかったですと好評だったようです。また、20支部では地域の震災救済所の会長をお招きして地域の防災活動について講演をいただいたそうです。こうした「地域」に根づいた活動ができることも法人会の支部活動ならではだと思います。各支部でこうした事業の実施を検討されている方がいれば、組織委員会でも人、組織や施設の紹介など協力をさせていただきますので、支部の組織委員の方へご相談下さい。

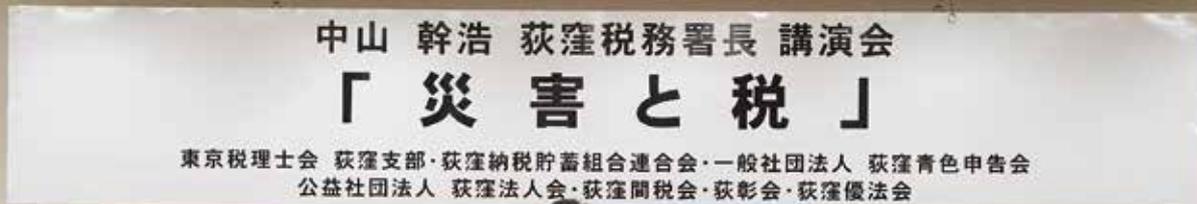
会員増強活動と退会防止事業でますます法人会の活性化に努めていきたいと思っております。今後とも会員の皆様のご協力をいただければ幸いです。よろしくお願いたします。

水島隆明 組織委員会委員長

災害と税

講師

荻窪税務署 署長
中山 幹 浩



平成30年11月19日(月)、荻窪タウンセブン大会議室において7団体共催「署長講演会」が開催されました。講演では、東日本大震災後の国税庁や各国税局の対応や、中山署長ご自身が赴任先の福島県会津若松税務署にて体験されたことなどをお話いただきました。

仙台国税局へ緊急支援

日本は世界でも自然災害の多い国です。日本の国土は世界のたった0.28%ですが、全世界におけるマグニチュード6以上の地震の約2割が日本で発生しています。全世界の活火山の7%が日本にあって、たびたび噴火が起き、台風や豪雨、豪雪などの気象災害にも、毎年のように見舞われています。古くは昭和34年の伊勢湾台風、平成7年に阪神淡路大震災、平成23年には東日本大震災と、未曾有の被害をもたらす大災害が起きました。本日は、東日本大震災が起きたとき、国税の組織がどのような対応をしたのか、その取り組みやエピソードをご紹介します。

私は平成23年当時、東京国税局総務部会計課に課長補佐として在籍し、平成23年3月11日金曜日の午後、地震のときは、大手町の庁舎の12階にいました。その日は電車がすべて運休していて、私は自宅まで7〜8キロでしたので徒歩で帰宅し、翌土日は緊急参集要員として自家用車で出勤しました。週明けの3月14日からは、申告期限間の確定申告への対応、公用車のガソリンの確保、計画停電への対応など、多くの困難な問題に向かい合う毎日でした。

そんななか、国税庁を中心として、仙台国税局の支援が緊急の課題として

持ち上がりました。東北6県を管轄する仙台国税局は、管内に52の税務署があり、職員が約3200名ですが、この震災によって多くの職員が深刻な人的物的被害を受けました。また税務署の庁舎も、岩手県の大船渡税務署が津波により水没、福島県須賀川税務署が地震により倒壊の恐れがあるとして使用不能となるなど、執務継続ができない状況となりました。

東京国税局では、ただちに仙台局支援プロジェクトチームを立ち上げて、支援体制の検討を始めました。災害等が発生し、期限までに申告や納税ができないうちは、災害の影響がやむまで期限が延長されます。今回は、岩手宮城福島の三県を中心に被災地域全体が期限延長の指定を受けました。また、震災特例法という新たな法律が施行されることになり、大勢の方が来署されたり、電話相談を利用されるのではなにかという想定のもと、職員を相当数仙台方面に送り込む必要があるという方向で検討が進みました。私も、このプロジェクトチームの一員として、現地に行く職員のサポートをしていきました。が、よもや自分が仙台国税局の一員になろうとは思っていませんでした。

会津若松税務署へ

4月27日に施行された震災特例法は、所得税関係では、住宅や家財などに生じた損失の金額について、納税者

の選択により、地震のあった前年の年度ある平成22年に生じた損失の金額として雑損控除の適用が受けられることとなりました。いつもは確定申告と縁のないサラリーマンなどの給与所得者を含め、多くの被災者の方が、22年分の所得税の還付を受けようと、最寄りの税務署を訪れました。

地震の揺れや津波で特に被害の大きかった太平洋沿岸部にある10数カ所の税務署は小規模なところが多く、相対要員の応援なしにはとても対応ができない状況にありました。そういった税務署に対して、まずは同じ東北の中で仙台国税局の職員、それから比較的被害の少なかった青森、秋田、山形県内の税務署から職員が派遣されました。そして、徐々に東京国税局はじめ全国の国税局、税務署から職員が派遣されていきました。

震災からちょうど4か月目の7月11日、私は仙台国税局管内福島県会津若松税務署副署長としての勤務を命じられました。着任後すぐに、管内52税務署の署長と副署長が仙台国税局に集められて行われた会議の最重要課題は、東日本大震災への対応でした。被災者の置かれた状況、心情に十分配慮して対応するよう何度も念を押しながら説明がなされました。ひとくちに被害と言っても事情はさまざまです。直接的な建物、財産等への被害としては地震の揺れや火災による損壊被害、津波に

よる流失被害、原発事故による放射能汚染被害。重複して被害を受けられた方も当然いらっしやったわけです。間接的な経済的被害としては風評被害もありました。

会津若松周辺の地域は、福島第1原発から150キロ以上も離れており、放射能被害もほとんど見られませんでしたが、同じ福島県という理由から非常に深刻な風評被害に見舞われました。修学旅行に訪れる学校数が、例年の2割までに減るなど、観光地として歴史と自然を売り物にしている会津地方全体が、大打撃を受けていました。

異動後は、東京はじめ全国からの職員の派遣は、いったん収束ということになりましたが、仙台国税局の管内では引き続き国税局から、あるいは別の署からという派遣は続きました。会津若松税務署でも53名の職員のうち3割にあたる16名が派遣要員に指名されて2週間ずつ12月末まで繰り返し派遣されました。派遣先は、いわき、白河、須賀川など福島県内ほか仙台、塩竈など広範囲に及んでいます。

世界一安全な福島酒

会津地方をはじめ東北地方には多くの古くからの造り酒屋があります。大震災によつて被災した造り酒屋も数多くあり、東北全体の清酒の製造所273者のうち4割に当たる109者が何らかの被害を受け、そのうち津波

による流出6者を含めた30者が半壊以上の大きな被害を受けました。酒類の健全な発達は、国税庁の任務の一つであります。仙台国税局としては岩手宮城福島三県の酒造組合に加入する68者の造り酒屋に対し、復旧復興支援施策の活用に向けた助言を行うとともに、酒税の軽減措置にかかる周知や個別相談を実施しました。また、小売や卸しなどの販売業社についても、商品として扱えなくなったお酒にかかる酒税相当額は、申請により還付を受けることができます。この制度の周知や個別相談に力を入れるとともに、手続きを大幅に簡素化するなどとして、およそ2000件の申請に対し、税額で4億6000万円あまりが還付されました。

福島県双葉町で300年以上続いた富沢酒造という造り酒屋が、震災後、命がけて酒蔵から酵母を取り戻し、酒造りを再開したエピソードはテレビでも紹介され、感動を呼びました。震災後の東北の応援ムードが盛り上がり、各県とも酒の出荷量が増えましたが、福島県だけは例外で、風評被害の根深さを思い知らされる結果となりました。しかし、一方で平成24年度の新酒鑑評会では、福島県の酒は金賞受賞数日本一に輝き、以後6年連続日本一となつています。福島県の酒は作る前に米を検査し、麴も検査し、水も検査して、出来上がった酒も検査しますから、

世界一安全で、安心して飲めるお酒といえます。

会津若松署では、税務調査や滞納処分など、外に出かけていく仕事は小さい控えて、職員総出で申告相談を行うというイレギュラーな仕事を経験しました。東京と福島をまたにかけた一連の震災対応は、私にとって、違う立ち位置で見て考えて動いて感じた、非常に貴重な経験だったと思います。





小竹良夫

荻窪法人会会長インタビュー

荻窪法人会には、ほこるべき『伝統と実績』があります

聞き手／前田薫範・岡 博之・小笠原秀明

「下おのずから蹊（こみち）を成す」のことわざとおり、小竹良夫会長の周りには自然と人が集まってきます。運動は好きで、学生時代にはフェンシングの全国大会に出場の経験も。読書に親しみ、幅広いジャンルの映画を楽しみ、最近ではお城めぐりの旅行がお気に入りです。「酒はそろそろやめないと、体がね（笑）」小竹会長、10年間おつかれさまでした。今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

日本の通信販売の草分け

創業80年を超える歴史ある東洋時計株式会社2代目社長、小竹良夫氏は昨年、古希を迎えられました。振り返れば、荻窪に生まれ、荻窪で育ち、仕事も友人関係も社会との関わりも、その多くが荻窪という地域にあったといえます。

「会社設立は昭和28年ですが、私の父が創業者で、昭和6年に時計の通信販売を始めました。父は明治36年、富山県生まれ。地元の郵便局員でしたが、郵便局長になるという夢に敗れたときに、雑誌でアメリカのシアーズローバックというカタログ通信販売の会社を知りました。同社は時計の通信販売から始めて、アメリカの小売流通ナンバーワンになったんですが、これを大胆にまねて商売を始めました」

当初は、中古品の時計を1個、2個と仕入れて修理し、ガリ版刷りのカタログを地元の国鉄職員を対象に配る手法。注文の受付、代金の回収、商品の郵送などは、郵便局で働いていたノウハウを活用しました。

「また時計というものがほとんどない時代だから、誰でも欲しかったんですね。飛ぶように売れて、東京で商売しようとして、最初は浅草で始めました。新聞や雑誌などに広告を載せるようになると、まだ全国的にも時計屋の数が多くないから注文がくる。当時、日本の植民地だった韓国や大連、中国大陸まで日本の新聞が行くから、その反応はすごかった。戦前に会社はかなり大きくなりました。ところが、一生懸命やりすぎて父が肺炎にな

り、療養のために移ったのが荻窪です」
今では当たり前となった通販ですが、

当時はほかに例がなく、東洋時計は日本の通信販売の草分けといえます。その創業者である父を、小竹会長は「経営者として明らかに優れていた」と断言します。「学歴も地縁も時計の知識もないところから、努力に努力を重ねて一企業を興した。そのおかげで今の私たちがあります。ただ、厳しい人で、わがままだし、ワンマンだし。立派な人だけど、あんまり好きじゃない（笑）」

小竹家の一人息子として大事に育てられた小竹会長は、小学校から吉祥寺にある成蹊学園に通い、成蹊大学を卒業されました。ご自身に座右の銘などは特にならぬとおっしゃる小竹会長ですが、「成蹊」の由来となった中国のことわざ「桃李ものいはざれども、下おのずから蹊（こみち）を成す」の精神を大事にされているとのこと。これは、桃や李は何も言わないうが、花や果実に惹かれて人が集まり、その下におのずと小道ができる。転じて、優れた人の周りには、その人を慕って自然と人が集まってくるという意味です。「成蹊での16年間、勉強することなく（笑）、本当に楽しく過ごしました。大学では女房まで出会わせてもらい（笑）、当時の友人とは今でもよく会って飲みます」

日本で7人目の鑑定士

大学卒業後は、すぐに家業に携わるのではなく、香港にある取引先で約1年



間、見習いとして従事しました。「いい経験でしたが、実は、このときに毎晩夜遊びをして、その影響が今も残っています（笑）。このままではいけないと、宝石を売るための資格を取ろうと、アメリカにある宝石鑑定士を養成する学校で1年間学びました。それはもう日の丸を背負っていったような気分で、資格を取らなければ日本に帰れないと思ったら、生まれて初めて一生懸命勉強しました（笑）」

小竹会長は、日本人で7番目に資格を取った宝石鑑定士として帰国。時計や宝石の輸入販売や、海外への宝石買い付け旅行などを担当されました。また、東京国税局の宝石鑑定士にも任命されており、

一方で東洋時計は、昭和39年、東京オリンピック開催に合わせて開店したホテルニューオータニに、初めて店舗を置きました。通信販売は時代の変遷のなかで、大企業や組合へ特別なルートを使った組織販売、ラジオショップ、テレビショップなど形を変え、ブランド商品の輸入元代理店として販売するなど、さまざまな企業努力を続けて現在に至っています。

小竹会長のお父様、創業者の小竹信太郎氏は、昭和30年から14期28年の長きにわたり、荻窪法人会の第2代会長として会の基礎を築いた一人です。

「私の法人会とかかわりは40代初め、青年部に入ってからです。すぐに幹事になって、翌年度には幹事長。部長、親会の委員会の副委員長、委員長、副会

長、そして会長になって5期10年。60年を超える荻窪法人会の歴史の半分以上を、父と私の『小竹』でやっている。まづいよね（笑）」

と笑いながら「法人会で多くの方と知り合ったことが最大のメリット」とおっしゃいます。

荻窪法人会は特筆すべき会

法人会は徴税、納税のための団体であり、全国の税務署のあるところに法人会があります。60年前は、中小企業の納税意識が低かったため、税金が国家の基盤であることを理解してもらい、自主的に申告納税してもらおうよう活動するのが法人会の最大の役目でした。しかし、60年たった今、納税は当たり前。その上で、異業種交流など企業の経営者同士の情報交換、地域貢献や社会貢献をしていこうというのが今の法人会の姿だといえます。

「数ある会のなかでも、荻窪法人会は特筆すべき会だと思います。私は、法人会のことをお話しするときによく『伝統と実績』という言葉を使います。荻窪法人会は、先輩方の60年間の思いや、人のつながりを継承している伝統がある。そして、東京の法人会でも3位を誇る組織率。東京でも特にすばらしい広報誌。荻窪の若い人たちが青年部会へ集い、積極的に交流ができています。各委員会の活動が活発で、杉並公会堂のような大きな会場を使った研修

会等、法人会の規模としては大きなイベントを行っているなど、誇るべき数々の実績があります。

また、荻窪法人会館は先輩方の寄付によって建てられた会館です。そこからの家賃収入も会の財政に貢献しています。会の良し悪しは、まず財政が健全かどうか、そして、会員の数が充分であって初めて良い研修、良い事業ができます。その点で荻窪法人会は誇るべき『伝統と実績』を持っています」

荻窪法人会に携わっておよそ30年。そのなかで10年間を会長として法人会のために尽力されてきた小竹氏。最後に、次の世代への期待を込めて、今のお気持ちをうかがいました。

「荻窪法人会の『伝統と実績』は継承していったほうがいいですが、時代に合うようには変えるべきものは変える、チャレンジすべきものはチャレンジしてほしいですね。

近年は、中小企業全体が縮小している状況をなんとか改善したいと、法人会としてできることを模索していましたが、最近になって少し考えが変わりました。全部の中小企業全員でよくならうといっても、それは無理がある。新たに起業する若者もいるだろうし、今までの中小企業の伝統のなかでワンランク上がっていく人もいます。残念ながらいろいろ理由で消えていくところもあるだろう。まさに自然体で、努力する人が報われる社会、その一部分として、法人会はあればいいんじゃないかと思っています」

追悼のことば 故 織茂育代 女性部会長を偲んで

織茂女性部会長、安らかにお眠りください

昨年10月末、東信水産取締役の織茂育代さんが、逝去されました。織茂さんは、法人会の女性部会長、社会貢献副委員長を務められ、荻窪白山神社の「女みこし」世話人としても地域の発展に貢献されました。私は女性部・社会貢献で、活躍されるお姿を長らく傍で拝見しておりました。

毎年「税に関する絵はがきコンクール」を女性部として主催、また盲導犬育成のためのチャリティーコンサートでは、司会や募金集めにリーダーシップを発揮されました。ハーネスを外した盲導犬を愛しむお姿は印象的で、ご自身も2匹のマルチーズを可愛がっていらっしゃいました。

カラオケやワインがお好きな織茂さんがご病気で声を無くされたのは、さぞお辛かったです。それでも明るく精力的に活動を続けられるご様子に、私達も元気をいただいておりますのに、突然の訃報に驚き、悲しんでおります。

葬儀は西新宿の常円寺で社葬として行われ、大勢の参列者に見送られ旅立たれました。

忘年会・新年会の季節を迎え、チャーミングな笑顔の織茂さんが隣にいらっしゃらないことに、たまらぬ淋しさを覚えます。ご冥福を心よりお祈り致します。

女性部会幹事 / 社会貢献委員 / 総務委員 児玉慶子

追 悼

その日、織茂育代さんの訃報を旅先で耳にし、涙が滂沱として流れ落ちた。

かれこれ30年近くお付き合いさせていただいたのだろうか。私にとって筆舌に尽くせぬほど大切な人だった。かつて、東信閣に暴漢が押し入った際、育代さんが身を挺して追い払ったのは知る人ぞ知る逸話だが、歳下の私たちにはとても面倒見の良い、姉御肌の方だった。

一緒においしいものを食べに行ったり、お酒を飲みに行ったりした。ゴルフにもお伴させていただいた。東信閣でもよくご馳走になったものだ。育代さんを先頭に、神谷、真野、岡各委員長あたりと一緒に夜の街を練り歩いたことも思い出される。みんな育代さんを慕っていた。姉御肌でありながら、気配りも細やかで素敵なお方だった。法人会でもまだまだ要職に就かれて活躍されるべき方だったと思う。返す返すも口惜しい。育代さん、どうか安らかにお眠りください。お世話になりました。ありがとうございました。

合掌

総務委員長 松澤和洋



経営者と共に考える！ 中小企業向け優遇税制について

講師
荻窪税務署 副署長
多田英里

会場：平成30年11月14日(水) 法人会2階会議室

今回は「中小企業向け優遇税制について」を資料をもとにご講演いただきました。
全てを解説するには時間が足りないので一部を抜粋して分かりやすく解説していただきました。



法人税率の軽減

法人税の税率は原則として23・2%です。ただし、現在までは平成31年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています（平成31年3月31日以降は今後の審議次第で変更の可能性あり）。

欠損金の繰越控除・繰戻還付

【欠損金の繰越控除について】
青色申告書を提出した事業年度において欠損金（税務上の赤字）が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金よりも損金が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます。

中小法人では、発生した欠損金を、欠損金が発生した事業年度の次の事業年度以後10年間控除することができます。

【欠損金の繰戻還付について】

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、

既に納めた法人税から、欠損金のみだけ還付を受けることができます。

中小法人が欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

① 欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること

② 欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内（原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内）に提出していること

③ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

交際費課税の特例

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他の事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人は、①800万円までの交際費等の全額損金算入、②接待飲食費の50%の損金算入の選択適用が認められています。社外の人との飲食等で1人当たり5000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法※の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できるものです。

※中小企業等経営強化法について…「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力

を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

少額減価償却資産の特例

30万円未満の資産は即時に全額経費にできます。中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額を経費として算入することができます。取得価額が30万円未満の減価償却資産を平成32年3月31日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用となります。（合計300万円まで）適用対象者は青色申告書を提出する「中小企業者等」。（注）中小企業者等でも、常時使用する従業員の数が1000人を超える法人は、対象になりません。

所得拡大促進税制

積極的な賃上げに取り組み企業を応援します。青色申告書を提出している中小企業者等が、従業員への給与等の支給を前事業年度比1・5%以上増加した場合に、その増加額の15%分を法人税額や所得税から控除できる制度です。

また、前事業年度比2・5%以上の高い賃上げに加え、一定の要件を満たした場合は、前事業年度からの増加額分について、25%の税額控除を受けることができます。

適用期間は平成30年4月1日～平成33年3月31日までの期間内に開始する各事業年度についてご利用いただけます。

最後に優遇税制については毎年のように税制改正や中小法人の基準の見直しが行われますので、必ず内容を確認してください。

グローバル時代の対応と企業経営



講師

小林栄三

公益財団法人 全国法人会総連合会 会長
一般社団法人 東京法人会連合会 会長
伊藤忠商事株式会社 特別理事

平成30年10月4日(木)午後3時から杉並公会堂小ホールにて公益社団法人荻窪法人会、公益社団法人杉並法人会の合同特別講演会が行われました。伊藤忠商事(株)特別理事であり、全法連と東法連の会長でもある小林栄三会長に「グローバル時代の対応と企業経営」と題し講演を行っていただきました。誌面の都合上、内容を一部抜粋して掲載いたします。

世界のリスク

日頃から法人会の発展にご貢献いただいておりますことを大変嬉しく思っており、改めて御礼申し上げます。

本日は、商社での会社生活の中で感じたことをお話ししてみたいと思います。

毎年、アメリカの政治学者でユーラシアグループ社長のイアン・ブレマー氏が「今年の世界のリスク」を発表しています。10項目挙げているうち、いくつか簡単に触れておきます。まず中国のポジションが非常に大きくなっているということ。2つ目は今年世界各地で多発している突発的なリスク事象。

テクノ冷戦は、中国の通信関連機器メーカーと米国他とのつばぜり合いです。戦略物資という観点で、こういう商品に關して物凄い制限をかけています。これから世界的な傾向になるかもしれません。

アメリカとイランの関係についても全く予断を許しません。トランプ大統領はオバマ大統領時代の政策を頭から否定していますので、以前は起こり得なかったことが起こり得るかもしれない。このあたりは注視していかなければなりません。

世界の経済を見ますと、特に米中の貿易戦争の流れでどうなるかわかりませんが、2018年度は3%から3.9%ほどの経済成長が見られると考えます。GDPの総額が大体8000兆円とすると、その4%弱、およそ300兆円が増える。どこが増えるのかと言えば、中国が6.7%で大体80兆、アメリカが2.9%で60兆、日本は1.2%

で6.7兆、つまり中国やアメリカが日本の10倍くらい拡大する、というのが現状です。

一方で最も注視しないといけないと思うのが人工の推移です。世界の人口は2015年で73億、将来は110億人程度まで増えるだろうというのが専門家の考えで、これから40億人くらい増えるのが80年、90年後の世界の姿。

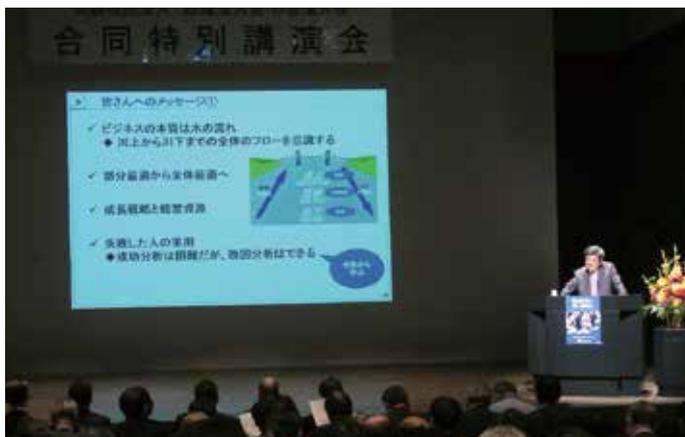
この中で注意すべきなのはアフリカですが、アフリカが本当に力を持つのはおそらく21世紀の後半だと思えますので、21世紀前半はアジア・中国が先導することになるでしょう。先に述べた40億人増のうち30億はアフリカが占めると思われます。凄まじい数です。中国は現在の14億弱が10億に減る、インドは13億が16、17億になるということで、勢力の分布状況の変化が想定されます。

日本の課題

日本はどうかと言えば、「課題先進国ニッポン」。色々とところに課題を抱えていると思えます。

まずは人口の問題。将来に対するデータの見直しは、為替や金利については殆ど当たった試しがありませんが、人口の推移だけはきっちり当たっています。

国連の人口統計局の数値を見ると、2150年には4000万人を切るようになっていまして、江戸時代の終わりから2150年の300年間で見ますと、最初の150年で1億人増えて、次の150



年で1億人減るパターンです。これは方々に影響を及ぼします。

人口が減ると消費も減りますが、だからと言って一日3回の食事を4回や5回にできるわけもなく、これから非常に苦しくなると思われまます。

現在日本のGDPは世界第三位です。

しかし2050年頃までには6位か7位、もしくはもっと下になる。

経済の規模だけを追求するのは必ずしも良い政策とは言えません。

ちなみに去年の出生者数は93万人で、私が生まれた1949年のベビーブームの頃は267万人でしたから、何と170万人もの開きがあります。この93万人のうち約半数が女性として、47万人が平均1・4人の子供をもうけるとしたら、次の世代では70万人を切るようになります。これを繰り返すと人口は減る一方です。

ご存知でしょうか、5〜10年ほど前に、これも国連の人口統計局が出したデータに、西暦2300年には地球上から日本人がいなくなるというものがありました。あくまで計算上のもので、実際にそんなことは起こらないとは思いますが、そのような懸念があるのは確かなので、社会全体の仕組みや社会の構造を今後どうするか、将来世代のために真剣に考えなくてはならないと感じます。

三方よし

「商売は菩薩の業」「売り買い何れも益し」「世の不足をうずめ」、この3つは言えま

すが、「御仏の心にかなう」とはなかなか言えません。凄く教えたと思います。

昔の近江商人は遠方に物を売りに行き、契約をする訳ですが、商品を先に渡すのか、お金を先に貰うのか、それは信用・信頼の上に成り立っています。

それは信用・信頼の上に成り立っています。信頼を得て地域貢献もし、まさに「売り手よし、買い手よし、世間よし」でありまして、弊社の社員にもいつも言っていて聞かせています。これこそまさにCSRの考え方であり、海外の首脳との面談の際にお話しすると、どの国の方も大変感心されます。

ビジネスの本質

ビジネスの本質というのは「川の中の水の流れ」です。「川下」がお客様、需要、市場。「川上」が生産、供給、技術。全ての企業はこのどこかに属しますが、「川中」の人間は川上、川下の状況をきちんと把握して、それを全体像としてイメージしながら川中の在り方を考えていく。

例えば農業ですが、米などを作ってそれで終わりではなく、どれがどういう流通経路でお客様の元に届き、お客様はどのような反応を示すのかなどは、川上目線だけでは中々把握しづらいです。目線を広げないとその分野、その業態での発展は難しい。

各地の法人会にお願いしているのですが、やはり異業種交流というのはとても大事で、自分に無い部分を外から持って来る、それを自分の財産にする、そ

う姿勢がこれから必要になると思います。

グローバル人材

「グローバル人材とは？」とよく聞かれるのですが、英語や中国語が出来ればそれに越したことはないけれども、必ずしも必要ではありません。通訳を使えばいいし、翻訳機もあります。

必要なのは、自分と違う価値観を理解し、受け入れるということ。自分と違う国籍、性別、年齢、宗教、文化、歴史、商習慣が世界には色々あります。それに同化する必要はありませんが、違いを理解し、自分と違う人間を認めるところが大切です。



税を考える週間とは？ ～「知る」から「考える」へ～(国税庁ホームページ「税を考える週間」より抜粋)

税を考える週間の前身は、昭和29年「納税者の声を聞く月間」として設けられ、その後、世の中の動きと共に名称と施策が変化していき、昭和31年「納税者の声を聞く旬間」、昭和49年「税を知る週間」となりました。「税を知る週間」は①税を社会全体の役割の中で捉える見地から、給与所得者や主婦、学生等を含めた幅広い「国民各層」が税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とする、②各種の施策を通じて、単に「声を聞く」という受身の姿勢だけでなく、積極的に税の重要性、執行の公平性、税務相談や不服審査の活用方法等を広報することとしていました。しかし、近年の経済社会の構造、税務行政を取り巻く環境の著しい変化に的確に対応するためには、税についてより深く理解していただく必要があり、そこで単に税を「知る」だけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税の理解を深めていただくことを明確にするために、平成16年に「税を考える週間」と改称されました。(詳しくは：国税庁ホームページ「税を考える週間」<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>)

平成30年度

税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日～11月17日を「税を考える週間」と定め、様々な広報・広聴活動を行っています。

平成30年度の「税を考える週間」テーマは、「くらしを支える税」として、国民の皆様にも国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。今回は活動の中で、荻窪法人会が参加した「中学生の税についての作文」「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」の受賞作品と「荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者」「杉並都税事務所 所長感謝状受彰者」を紹介いたします。



中学生の税についての作文 受賞作品

荻窪法人会長賞 受賞作品

税と私の関わり

例えば私が今、百円の商品の一つ買うと八円の消費税が課される。消費税は中学生である私にとって最も身近な税だ。しかし、私はこの税が何に使われているか等考えたことがなかった。私たちが払っている税金は間接的にでも町づくりに大きく関わっていた。

私の住んでいる杉並区で税の使い道として最も割合が高かったのは、保健福祉費、つまり区民が健康に暮らすための費用だ。15歳以下の子供の医療費の保障。今もこの対象年齢である私はこれが一番考えやすかった。たしかにこの制度のおかげで助かっているが十割も保障しては財政が維持できなくなるのではないか。しかし中学生の私にとってできることなど限られている。だからせめて病院に行った時には、それを当たり前と思わず感謝の気持ちを持たないでいようと思う。次に高かったのは、教育費だ。本やニュースなどで、発展途上国の子供たちは、学習がしたくても家の手伝い等で学校にさえ行くことができない、という現実を耳にする。そのような国が実際に存在する中、国が税金で教科書をつくり、小学一年生から中学三年生までの九年間、学ぶ機会が与えられている日本は本当に裕福な方なのだと思う。また最近、動画などを使った学習も行われている。そんな充実した学校教育の形がとられているのだから、それに応えられるよう、もっと学習に励みたい。やはり、税金のことを考えると、今のこの生活は

決して当たり前には存在するものではない、と何度か思う。そう感じたことをこれからも忘れずにいたい。

杉並区立井草中学校 3年 工藤千鶴

また、税は町づくりに密接に関わっている。先程までの医療費や教育費はどちらかと言えば人そのものの関わりが強かったが、町そのものでも根本は同じなのだ。例えば公園、あれも税金によってつくられることがある。幅広い年代に必要とされる場だし、大きいものだと災害時の避難場所にもなるのでなくてはならないと思う。もちろん道路の整備などもそうだ。また地域で行われるイベントなども区税によって開催されていることがあるようだ。私もよく、杉並区のおまつりに行くが、地域の中学校と小さなイベントを行ったり、地域のお店に出店してもらったりと、地域の交流を深めることにもつながっている。多くの人が集まるイベントは行くことでも楽しいし、必要なものだと思う。

私は今回、この税の作文を書くことで、税の使い道などを調べるきっかけにもなったし様々なことを感じる事ができた。また、税は国や町づくりに大きく関係していると分かった。そう思うと少し嬉しかったし、せっかくなのでつくったものなのだから大切にしよう、と意識できた。しかし、私が税の作文を書いたことで学べて一番良かったと感じていることは今の教育制度などは決して当たり前にあるものではないということだ。私は、そのことを決して忘れず、今後に生かしていきたい。

荻窪税務署長賞 受賞作品

恵まれた環境は「無料」か

日本大学第二中学校 3年 助川優和

夏休みのある日、私は図書館に行つて本を借りた。ふと帰り道になぜ図書館では無料で本やCD、DVDなどを借りることができののだろうか疑問に思った。そこで家に帰り母に尋ねてみる

「税金が使われているんじゃない？」と言われた。その後自分でもネットで調べて見ると様々な公共施設・サービスに使われていることを知った。それまで税金には興味がなくいいイメージがあまりなかったが、税金の使い道など調べていくうちに私達の生活を支えてくれている大切なものだったのだと知り税金に関する興味が沸いてきた。

実際には税金は何に使われているのだろうか。そこで国税庁のホームページを利用して調べてみた。道路・公園・下水道など、社会経済活動や国民生活、国土保全の基盤となる施設の整備には公共事業関係費というものが使われているのだと知った。金額で見ると約6兆円もの税金が使われていることに驚いた。私たちの周りにはそのような公共の施設が多くあることに気がつき、私たちの目には「タダ」と映っているものは実際には「タダ」ではなく私たちが払っている税金が使われているのだ。公共施設の他にも普段使っている学校や教科書などにも教育関係費として税金が当てられている。もし、税金がなくなってしまうたら義務教育をも受けることのできない子どもたちができてしまうかもしれない。いま、何の不

自由もなく学習することができているのは税金が私たちを支えてくれているからなのだと痛感した。税金は必ず払った分、それ以上に私たちの生活を支えてくれていることを感じた。

私は今回の税に関する学習を通して私たちが不自由なく学ぶことができるのは税金のおかげだと知った。普段使っている教室の設備、教科書などは今まで私の目には「無料」のものと映っていた。しかし、今では本当は私たちのために使われた税金で買われており「無料」ではないのだ。私たちは自由に学ぶことができ

るが、世界に目を向けると自由に学ぶことができず文字をも書けない人々もいる。その点私たちは恵まれている。そのため私たちはしっかりと学ぶべきではないだろうか。それが、今の私たちにできる「恩返し」なのだと思う。最後に私たちが大人になったらただ納税するのではなく、私たちの生活を豊かにするために使われるのだという気持ちを持ち納税したいと思う。どのように使われるかを知って納税するの、知らずに納税するのでは税金に対するイメージが変わってくると思う。そこで、これからも税金の仕組みについて知り社会をより良くするためにという気持ちを持って納税していこうと思う。

荻窪税務署長賞 受賞作品

生活に寄り添う税金

立教女学院中学校 3年 村上華誉

「請求額七百万円」。このような病院からの請求書をみなさんはもらったことがあるだろうか。

私は四人兄弟の長女で、双子の妹がいる。妹達は一卵性の双子で一四〇〇gと一八〇〇gという小さい体で産まれてきた。産まれてすぐにNICUに入院し、退院前に母に渡された病院の請求書は一人三百五十万円だったそうだ。そのあまりの額の大きさに驚いたと母は今でもその時のことを話してくれる。では、その七百万円程の治療費をどうやって払ったかと言うと、実際に両親が病院に払った金額はわずか数万円で、あとは「高額療養費」という制度によって国からの助成金で免除になったということだった。私の家族のように、本来なら多額な支払いをしなくてはならないのに国の助成金で助けてもらった経験がある人は他にも沢山いらっしゃるはずだ。

そんな高額でなくても、私の住む渋谷区では中学三年生までは子ども医療証というものがあり、病院にかかるのに財布を持っていく必要はない。病気になるかきやすい小さい子供がいる家庭にとって、これはとても心強いことだと思う。最近では任意で受けるインフルエンザのワクチン接種でさえ無料になってきた。「無料なら…」とちよつとしたことでもすぐに病院に行きがちであるが、このお金は一体どこから来ているのか。この疑問が中学校で税金のことを学ぶことで一掃された。そのお金は消えてなくなつた訳ではなく、もちろん私の家族も

含め、日本で働いている人達が納める税金から支払われていたのだ。

また、税金は医療の助成にだけ使われる訳ではない。「公共サービス」の無い世の中を想像してもらいたい。もし、みんなが自分の一時の利益だけを考えて税金を払わなかったらどうなるだろう。区立、都立の学校や図書館、ほとと一息つける公園や街路樹、夜道を照らしてくれる街灯など、数が減ったり失くなるなど想像すると本当に怖くなってしまふ。誰もが幾度となくそのような公共の施設にお世話になったことがあると思う。大人達が納めている税金は、払って消えてしまふ訳ではない。私達の生活に欠かせない、沢山の公共サービスとして自分達の元へ返ってくる。そう考えれば「税金をとられる」ではなく、「税金を自らの意志で納める」気持ちになれるのではないだろうか。

私はまだ中学生で働いている訳ではないので、今すぐ納税ができる立場ではない。でも、みんなが納めてくれた大切な税金を使わせてもらっている感謝の気持ちを持ちながら、公共の施設を大切に利用していきたい。それと同時に、「税金をとられる」という思いではなくて、「税金をたくらるる」という思いでなく、社会を良くしていくために税金を自主的に納められる大人になりたいと思つている。そのためには、これから更に税金についての学びを深めていきたい。



第10回 杉並納税街頭キャンペーン

杉並納税街頭パレードを終えて

社会貢献委員長 神谷次彦

今年度の杉並納税街頭パレードは平成30年10月28日(日)に杉並区、杉並都税事務所、杉並税務署、荻窪税務署、杉並税務懇話会、荻窪税務連絡協議会主催により開催されました。

目的は、「確かな納税・確かな社会・わがまち杉並」をキャッチフレーズに期限内納税・e-Taxの推進をテーマにした税の広報活動を行うことです。

前回は悪天候のため中止となり、一年ぶりの記念すべき第10回目のパレードは天候に恵まれ盛大に行われました。

キャンペーンの主な内容は、区役所前オープニングセレモニー、街頭パレード(阿佐ヶ谷パールセンター・青梅街道)、広報グッズ配布、杉並公会堂前エンディングセレモニーです。約一年かけて準備を進めてきたこのイベントも問題無くほぼ予定通り終了出来ました。改めて紙面をお借りし、ご尽力賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。また、この街頭パレードの「華」でもある、日本大学鶴ヶ丘高等学校の大勢の生徒さんは、前日修学旅行から帰国され時差ボケの中最高のパフォーマンスをご披露頂きましたこと感謝申し上げます。

エンディングセレモニー終了後は、タウンセブン8階に場所を移し解散式がこちらも盛大に行われました。荻窪・杉並両税務署長を初め、各関係団体長の皆様も加わり、大変有意義な解散式となりました。今後も、荻窪法人会の良き伝統を守りながら、常に充実した会を心掛けて活動して行きたいと思えます。引き続き、会員の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

税に関する絵はがきコンクール

入賞・入選作品をご紹介します。

入賞作品



荻窪法人会長賞
桃井第三小学校5年
三木悠立さん



荻窪税務署長賞
桃井第一小学校6年
山下莉奈さん



荻窪法人会女性部会長賞
桃井第四小学校5年
増田千乃さん



杉並都税事務所長賞
西田小学校6年
栗原浩樹さん



税金の果たす役割と大切さを学んでもらう機会にさせていただきました。毎年開催しております「税に関する絵はがきコンクール」が、第9回目を迎えました。

夏休み前に荻窪税務署管内の小学校に応募パンフレットを配布し、5・6年生の皆さんにお願いをしました。夏休み明けの新学期開始時に応募作品をいただきに上がりました。

今年度は過去最多の735点の作品が寄せられました。今年度から杉並都税事務所長賞が新たに追加され、入賞は荻窪法人会長賞・荻窪法人会女性部会長賞・荻窪税務署長賞・杉並都税事務所長賞の4点、入選26点にいたしました。

受賞された各学校へ賞状・副賞と併せて表彰式を行い、応募者全員に参加賞をお持ちしました。先生も児童のみなさんも笑顔で受け取ってくださいました。

応募数が多く選出に苦労しましたが、税についての子供たちの視点は鋭く、表現の発想もとても素晴らしく、審査する私たちは感嘆しながら楽しい時間でもありました。

ご協力いただきました各小学校の先生方、児童の皆さん、ありがとうございました。

入賞・入選作品は確定申告期間中に荻窪税務署に展示いたしますので、是非ご覧ください。

第9回「税に関する絵はがきコンクール」

女性部会 幹事 澤 智子

第9回
税に関する
絵はがきコンクール

入選作品



沓掛小学校6年
若狭匠海さん



高井戸第四小学校6年
細川智穂さん



高井戸第四小学校6年
間中万葉さん



高井戸第四小学校6年
金子奈那美さん



高井戸第四小学校6年
齋藤絵麻さん



三谷小学校6年
岡村凌太郎さん



三谷小学校6年
村田鼓さん



四宮小学校6年
柿沼日菜歌さん



四宮小学校6年
相原進之介さん



四宮小学校6年
渡邊一路さん



桃井第四小学校6年
野田拓夢さん



桃井第三小学校5年
吉村俊哉さん



桃井第三小学校5年
湯本香凜さん



桃井第四小学校5年
三好那奈さん



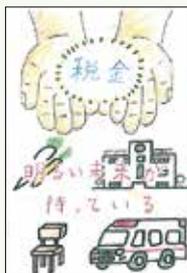
桃井第四小学校5年
野村美月さん



桃井第四小学校5年生
國武紗楽さん



桃井第四小学校6年
安田葵さん



桃井第四小学校6年
羽生湊さん



桃井第四小学校6年
丘山雄也さん



桃井第四小学校6年
岩村結さん



桃井第四小学校5年
吉田愛唯さん



桃井第四小学校6年
村田伊吹さん



桃井第四小学校6年
柳原蓮香さん



桃井第二小学校6年
原佳奈美さん



桃井第二小学校6年
谷浦花怜さん



八成小学校6年
長田芽優さん

税の標語

入賞作品をご紹介します。

入賞作品

2020 支えているのは みんなの税 共に創ろう 夢の舞台

荻窪法人会 会長賞

東原中学校 米田壮志さん

荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者
東京都主税局長表彰受彰者・財務大臣表彰受彰者
税務功労者杉並都税事務所長感謝状受彰者

平成30年10月30日(火)に東京都庁において東京都主税局長表彰式、平成30年11月15日(木)杉並会館「孔雀の間」において平成30年度の納税表彰式、平成30年11月21日(水)には税務功労者杉並都税事務所長感謝状受彰授与式が行われました。法人会の活動を通して税務行政の運営に尽力された皆さまに対し、表彰状、感謝状が授与・披露されました。

受彰者：荻窪税務署 署長表彰 大石剛生 常任理事
荻窪税務署 署長表彰 神谷次彦 常任理事
荻窪税務署 署長感謝状 水島隆明 常任理事
荻窪税務署 署長感謝状 織茂育代 理事
東京都 主税局長表彰 柴田豊幸 副会長
都税事務所 所長感謝状 河又雅之 常任理事
杉並区 功労表彰 及川晃司 理事



平成30年度 荻窪税務署長表彰受彰者



平成30年度 荻窪税務署 署長感謝状受彰者
平成30年度 租税教育推進校等税務署長感謝状受彰者



平成30年度 東京都主税局長表彰受彰者



平成30年度 財務大臣表彰受彰者

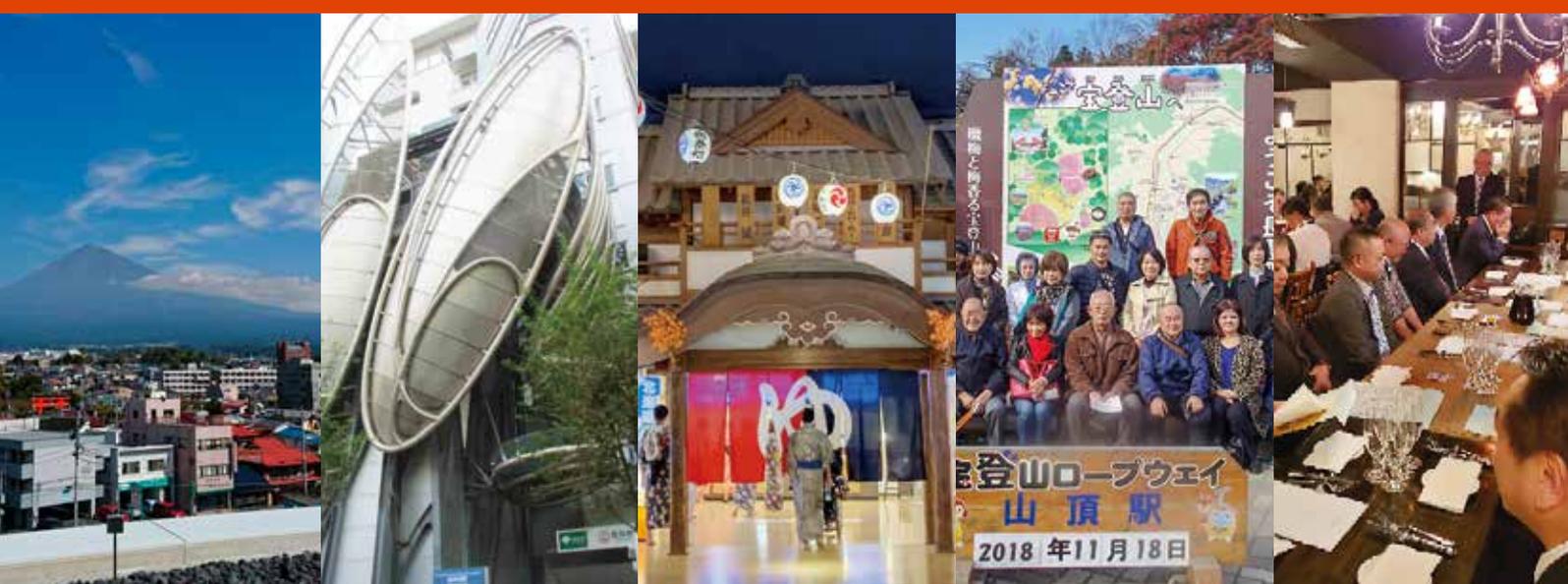


平成30年度 税務功労者杉並都税事務所長感謝状受彰者

[平成30年度 秋季]

各ブロックの研修会レポート

平成30年秋、1～5ブロックの研修会が行われました。
今回も各ブロックの研修会参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考にしてください。



第1ブロック バス研修会

第1ブロック 副ブロック長 石黒貞男

世界遺産の富士山を眺める

台風24号の通り過ぎたのちの10月2日、第1ブロック恒例のバス研修会を行いました。

早朝少し肌寒い感じかと思いつつ、7時30分集合し、井荻を出発する前に今回の運転して頂く東交観光バスの運転手よりご挨拶を頂き幹事(私)、ブロック長と挨拶し一路東名へ。その間にDVDによるビデオ研修会、東名高速より、恒例の税金クイズを行いながら海老名SAで休憩、再びクイズ研修へ。回答合わせで上位に景品を、平均70%の理解力になっていました。

今回の目的地になる、静岡県富士山世界遺産センターへ。静岡県富士宮市にある富士山本宮浅間大社の参道付近に建設された施設で、昨年の(2017)12月26日に開設した施設です。この施設の特徴は、逆三角形の三角錐になっており、表面に富士の杉を格子型に組んであり、水面より反射されている状態が富士山になる構造になっています。

ロビーから徐々に上がる状態でタイムプラスの画像を見ながら全長193mのらせん状のス

ロープを登って富士山登山しているように、温度、周りの情景が移り変わりながら上がって行き、最上階上がると、展望台になっており正面に富士山を望める場所になっています。

施設は、6つの内容になっており、最上階(5階)まで上がる間に登拝する山、下る間に荒ぶる山・聖なる山・美しき山・育しむ山・受け継ぐ山とみていくことによって富士山を理解できるテーマになっています。

富士山世界遺産センター後に、沼津港へウナギの京丸にて昼食をとってから沼津港内で買い物し、午後の見学場所へ、最後の見学場所として、御殿場にあるキンディスティラリー富士御殿場蒸留所で、蒸留方法などの説明を聴きながら回って見学なのですが、見学時施設内整備工事の為、映像のみ

の見学も一部あり、その後試飲を行い、見学終了になります。富士御殿場蒸留所で蒸留しているウイスキーは、日本でもまれにみるアルコール度50%の原酒を蒸留していたのが気になりました。

見学後は、一路帰路へ、今回巡った場所のクイズを行いながら、18時に出発地に帰宅しました。今年は参加者が少なくなりましたが、皆様との交流が参加いただいたことでプラスになることが法人会の役割だと思います。



記念撮影

第2ブロック 親睦研修会

第2ブロック組織委員 小川俊成

大江戸線12駅めぐり 見学ツアー&老舗「いせ源」

今回の親睦研修は、大江戸線12駅をめぐりながらパブリックアートを鑑賞し、神田所在の188年の歴史を誇る「いせ源」で歴史的建造物での鮫鯨鍋を食することであった。都営地下鉄大江戸線東中野駅改札前集合。シルバース組も含めた老若男女の参加者。大江戸線は、東京都交通局が運営する鉄輪式・リニアインダクションモーター推進方式を採用した鉄道路線（都営地下鉄）、2000年12月12日全線開通。この環状部の建設を担当した東京都地下鉄建設(株)在籍時に、パブリックアート作品の寄付金集めと選定作業に従事した石村誠人氏（駅デザインとパブリックアート研究会代表）による案内と解説。プロポーザルコンペで選ばれた新進気鋭の15建築家により個性豊かにデザインされた環状部26駅舎建築のうち10駅は、2001年にグッドデザイン賞(金賞)を受賞。また、全駅改札口付近の「ゆりの空間」にパブリックアート作品(29点)が設置されており、汐留駅の「日月星花」は2003年

に第1回パブリックアート大賞(国土交通大臣賞)に輝いている。これらのパブリックアートが、地下鉄に存在するとは一同驚きで感心しきり。500円のワンデイパスでの小旅行。神田小川町で下車。「いせ源」は、昭和5年竣工の千代田区景観まちづくり重要物件指定の店舗建物。ひし形に掘られた欄干や天井、襖絵、雪見障子など、昭和初期の建築様式の美しさを直に感じることができる。店先には、津軽海峡に面した青森県風間浦村から直送された鮫鯨が鎮座。天保元年(1830年)創業。江戸時代末期。十一代将軍徳川家斉が世を収めていた頃、初代が「どじょう屋」として創業し

たが「あんこう」の美味しさが人気を博し、以来「あんこう料理」専門店。絶品料理に舌鼓。大江戸線12駅、パブリックアートの感想に花が咲く。

法人会の皆様にも是非経験していただきたい有意義な一日でした。



見学の様子

第3ブロック 親睦バス研修会

第3ブロック 研修委員 根田吉雄



記念撮影



ブロック長あいさつ



店内の様子

大江戸温泉物語を体験

第3ブロックでは、平成30年11月13日(金)に親睦バス研修会を開催いたしました。参加者27名で、インバウンド効果で人気となっている温泉と江戸をテーマにした「大江戸温泉物語」を体験してきました。施設内には「日本文化を体験したい」外国人観光客が多く見受けられ、盛況な様子を見て皆さん刺激を受けたのではないかと感じました。しばし日常から離れ温泉につかり日頃の疲れを癒すとともに、宴席では大いに懇親を深め英気を養いました。この体験が少しでも今後の仕事に生かすヒントになればうれしく思います。

第4ブロック 日帰りバス研修会

第4ブロック 19支部 大野木 潤

埼玉県秩父の伝統工芸館 「紙漉き体験」

晩秋の11月18日、私たち25名で埼玉県秩父の伝統工芸館、「紙漉き体験」を研修してきました。

朝7時に久我山岩通前を東交観光バスで出発、西荻こけし屋前で参加者全員が乗車して、関越道を直進9時半頃、「藍染め」や「和紙」で有名な花山小川町へ着きました。洋紙と和紙の違い、ここで採れる和紙の原料の木材を細かく裁断し、千して粉碎し、土地の流水で溶かしたものを濾して室内で乾燥すると云う、説明を聞き私たちは「紙漉き」を1人ずつ体験し、初めての貴重な経験をしてきました。自分で体験した和紙は2・3日後、家へ届けられました。私はこれで封筒を2通作り、後日の投函を楽しんでいます。

昼食は「長瀬川下り」の場所に近い「秩父長生館」と云うホテル、いわなの塩焼きと釜めしに舌鼓、そうして川下りならぬ海拔497mの「宝登山神社」へケーブルで登り、紅葉と珍し

い寒桜を観賞しました。

帰路は途中「花園町フォレスト」に立ち寄り、新しい洋館風の3つの建物1つはクッキー、ケーキ、洋菓子の製造をガラス越しに見せての販売、2つは様々な種類の異なった「豆腐」を販

売、3つは「そば」の食べ所、9～11店の合同企画でした。

天気にも恵まれて、参加者はおみやげも多く元気に7時ごろ帰りました。



記念写真

第5ブロック 年末研修会

第5ブロック長 野村浩司

荻窪5丁目のイタリアンレストラン 「トラットリアエルモチェーロ」にて

平成30年11月26日(月)恒例の第5ブロック「年末研修会」を荻窪5丁目のイタリアンレ

ストラン「トラットリアエルモチェーロ」にて開催いたしました。

研修会の前に役員会を行い、次回の行事や来期の新体制について協議をした後、役員や新会員はじめ40名近い多くの参加者に出

席いただいて、小竹会長の乾杯の発声と同時に大賑わいとなりました。

途中、新会員や初めて参加された方々の自己紹介やピーアールがあり、美味しい料理に舌鼓をうち程よく酔いが回ったころ、田辺副ブロック長の司会でビンゴ大会が始まりました。

今回は小竹会長、柴田副会長はじめ大変多くの方々からご協賛いただいて豪華で豊富な内容となり、各々に商品がいき渡った後ジャンケン大会で二目をゲットする方も出るという、大いに盛り上がったビンゴ大会でした。

最後は小川副ブロック長の、来年も多くの参加を願う一本締めで無事閉会となりましたが、年末にかけてのお忙しいなか参加していただいた皆様に感謝いたしますとともに、来年も変わりなく盛会に行われることを切にお願いして、ご報告とさせていただきます。



研修会の様子

e-Tax 推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ82名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけないでしょうか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Tax普及推進委員会

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所 (敬称略)

平成31年1月31日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先	
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652	天沼	桑山 務	天沼1-2-3	3398-1316	
	山岡朋枝	井草2-35-12-2409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867	
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455		
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128		
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334		
	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6276-7833	石澤 潔	天沼3-12-19	3398-4910		
西荻北	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177		
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457	
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868	
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021		
	小島孝子	下井草5-23-2鈴木ビル203	6317-7493	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221		
	今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
		中村行雄	今川3-8-4	3399-3976		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9Ken's西荻北ビル5F	6316-8010	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425		
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前口イールハイツ304号	3334-1305	
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101		小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239	
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266		
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371	稲澤 聡	宮前5-10-5	3247-7194		
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566	荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807	
	東原 功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055		森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026	
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グライツィオーソ西荻窪B1	3399-0180		永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115	
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781		尾崎正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101	
	上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階		3391-6309	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
吉原敬三		上荻1-11-3アベイク神秋602号	3391-2881		黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216	
大矢勝昭		上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588		早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626	
小林誉光		上荻1-17-10シンフォニーアングンテ602	3391-1044		伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123	
今村千恵子		上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303		千葉繁樹	荻窪4-32-3AKオギクボビル401	050-5527-4372	
穂坂正積		上荻1-18-14-206	3393-7571		釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006	
本橋喜久雄		上荻1-21-23	3392-5555	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003		
岩倉永一		上荻1-21-23-3F	3392-0157	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002		
岩倉礼子		上荻1-21-23-3F	6915-1410	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812		
原田叔法		上荻1-21-23-3F	3392-2170	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671		
本天沼	小野寺誠 税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981		
	清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジデント216	5347-9930	
		本間康弘	清水1-16-5 IWAビル5F	6913-5681	松井 勉	荻窪5-18-11-301	3392-7223	
		小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465	
		松庵	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523
			岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420

事業承継税制の特例

税制委員 小島麻里（税理士）

2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。それと同時に消費税の軽減税率制度が実施されることとなりました。平成35年10月からは消費税のインボイス制度も導入されます。そんなホットな消費税情報を横に置いて、今回はこの2年間税制委員会が目撃してきた事業承継税制について触れてみようと思います。

新しい事業承継（じぎょうしょうけい）税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性の向上を目指すものです。中小企業の経営者の年齢分布のピークが60歳代半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、従来の事業承継税制の利用件数があまり伸びていないことから、10年間の『事業承継税制の特例』が平成30年の税制大綱に盛り込まれました。

事業承継税制は平成25年、29年の改正を通じて、納税猶予の対象となるのが、（一般措置）①総株数の最大3分の2まで、②雇用の8割を維持する雇用確保要件、③納税“猶予”額が贈与税の100%、相続税の80%だったのですが、（特例措置）①猶予対象株式の制限は撤廃、②雇用確保要件を弾力化し、③相続税の納税猶予割合が100%に引き上げられましたね。



特例後継者

『事業承継税制の特例』はそのほかに、代表者一人から後継者一人への承継が対象でしたが、2名または3名の後継者に対する贈与・相続へと対象が拡大しました。

本特例は平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産にかかる贈与税または相続税について適用されます。

この特例を適用するには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県知事に提出しなければなりません。

*特例承継計画とは、認定経営革新等支援機関（一定の税理士等）の指導・助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画で、該当会社を「特例認定承継会社」、代表者を「特例代表者」、後継者を「特例後継者」としています。

特例をうけるには「特例承継計画」の以下の提出書類を本店の都道府県知事へ。

- ①確認申請書 ②法人の登記事項証明書（特例代表者が登記上の代表者であること）
- ③従業員数証明書 ④その他適宜必要な書類



特例後継者

特例承継計画の提出は、2023年3月31日までの贈与、相続であれば、贈与・相続後に提出することも可能ですね。特例承継計画を提出し、特例代表者から特例後継者へ非上場株式を贈与したあと、贈与税の申告はどうしたらいいでしょうか。

まずは①「円滑化法の認定」を受けるために、贈与のあった年の10月15日から翌年1月15日までに都道府県庁に認定申請書を提出しなければなりません。また、②同年3月15日までに贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出しなければなりません。そして特例代表者は納税猶予される贈与税額等に見合う担保提供をする必要があります。

特例後継者である受贈者の主な要件は、贈与時において

- (1)会社の代表権を有していること（特例代表者はこの時点で代表を辞任）
- (2)20歳以上であること
- (3)役員就任から3年以上を経過していること

また、議決権に関する要件が特例代表者と特例後継者の両方に定められています。



相続が発生した場合は、①「円滑化法の認定」を受けるために、相続開始後5か月以内に後継者が代表に就任し、8か月以内に都道府県知事に認定申請書を提出しなければなりません。また、②相続開始後10か月以内に相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出しなければなりません。そして納税猶予される相続税額等に見合う担保提供をする必要があります。

また、特例後継者である相続人および特例代表者である被相続人にも要件があります。詳しくは認定経営革新等支援機関または税務署へお尋ねください。



後継者

事業承継税制の特例の適用を受けたら、その後は何をすればいいでしょうか。雇用確保要件の弾力化とはどのような制度でしょうか。

●贈与税、相続税の納税猶予を受けるためには、都道府県知事への「年次報告書」を一年毎に提出し、所轄税務署に対しても一年毎に「継続届出書」等を提出しなければなりません。5年間の特例経営承継期間が過ぎれば、「継続届出書」のみ3年に一度の提出となります。

●雇用確保要件の弾力化についてですが、雇用確保要件を満たさなくなった場合、つまり平均8割を下回った場合は、その理由について認定経営革新等支援機関の意見が記載された報告書を都道府県知事に提出することで猶予継続が可能となります。



特例措置を受けるための手続きは大まかには以下の通りです。詳しくは税務署等でご確認ください。

提出		39年まで	納税猶予期間						
贈与	都道府県	① 特例承継計画 平成35年 3月31日まで	② 贈与の実行	③ 翌年1月15日までに 「円滑化法の 認定申請書」	④ 審査後、 認定書の交付	⑥ 5年間は 「年次報告書」を 毎年提出する	(1) 先代経営者または後継者の死亡	② 8か月以内に 「円滑化法の確認」	相続の手続きを進める。 (贈与があった場合は へ)。
	税務署				⑤ 翌年3月15日まで に贈与税申告と 担保提供。 認定書の添付	⑦ 5年間 「継続届出書」を 毎年提出する		⑧ 「継続届出書」を 3年毎に提出する	
相続	都道府県	① 特例承継計画 平成35年 3月31日まで	② 先代経営者の相続開始	③ 5か月以内に 後継者が代表就任。 8か月以内に 「円滑化法の 認定申請書」	④ 審査後、 認定書の交付	⑥ 5年間は 「年次報告書」を 毎年提出する	(1) 後継者の死亡	② 8か月以内に 「円滑化法の確認」	相続の手続きを進める。 (贈与があった場合は へ)。
	税務署				⑤ 10か月以内に 相続税申告と 担保提供。 認定書の添付	⑦ 5年間 「継続届出書」を 毎年提出する		⑧ 「継続届出書」を 3年毎に提出する	

事業承継税制については、東京産業労働局のホームページに詳しく説明があります。ぜひご覧ください。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- | | | |
|--------|--------------------------------------|--|
| 全ての事業者 | 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 | 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。 |
| | 飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方 | 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。 |
| | 免税事業者の方 | 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。 |

免税事業者の方へ



〈平成 30 年 7 月〉 国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

繰勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事 11月分 食料品	8% 43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事		
〒〇〇〇〇〇〇 平成XX年11月30日		
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	食 料	5,400円
11/1	牛 肉	10,800円
11/2	お弁当	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「>その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



ブロック・委員会・部会からの報告

第1ブロック

第1ブロック新年会

第1ブロック副ブロック長 石黒貞男

今年の1年を

今年最初のブロック活動事業で1月10日に木曽路善福寺店にて新年会を行いました。加藤担当副会長を始め、総勢28名の参加で、司会は、今回の幹事である、当方が行い、最初のご挨拶を、山内第1ブロック長より頂き、今年は、4月に法人会本部の役員改選がありますが、来期も、役員を留任する事になり、今後ともよろしく願いたしますとの御話がありました。乾杯を、加藤担当副会長で行なって頂き、御歓談を始めました。歓談の途中で平成30年度納税表彰式で署長表彰を受賞した神谷常任理事への記念品を加藤副会長より贈呈、その後、第1ブロック恒例のビンゴゲームを行い、楽しみながら皆さんに景品が回りました。

最後に、佐々木副ブロック長の中締めと、今後の活動のお知らせ（春季大講演会とブロック講演会について）を伝えてお開きになりました。今年も第1ブロックをよろしくお願いいたします。



新年会の様子

第20支部

第20支部研修会

第20支部

「震災が起こったら」震災救援所の準備と今後の課題について

平成30年10月16日（火）西武信用金庫久我山支店3階会議室において、第20支部の研修会が13名の参加で開催されました。

講師に西宮中学校震災救援所の代表 立入聖堂様をお招きし、「震災が起こったら」震災救援所の準備と今後の課題について』のご講演をいただきました。会員の皆さまにとっても非常に関心の高いテーマでしたので、皆さま熱心にお聞きになっていました。その後、和やかな雰囲気の中で情報交換会が行われました。



研修会の様子

第23支部

第23支部会員交流会

第23支部副支部長 清水弘道

エベレストインターナショナルスクールジャパンと地下貯留管工事現場見学

10月23日午後1時半より、毎年この時期に開催される第23支部会員交流会が、今年も行われました。ここ数年の会のテーマは、超地元と防災です。そのテーマに沿い、最初に伺ったのは、荻窪1丁目にあるエベレストインターナショナルスクールジャパンです。多くの会員が徒歩で集まってきました。

同校は、主に杉並区周辺を中心に、都内近郊に住むネパール人のための学校で、未就学児から高校2年生（来年より高校3年生）までの生徒約250名が学んでいる学校です。授業は、基本的に英語を使用しており、どの学年の生徒さんたちもマナーがよく、就学意欲が極めて高い印象を持ちました。コンピュータープログラミングの授業では、HTML（Webサイト用言語）の勉強をやはり英語で行っていました。また、私たちの見学を喜んで受け入れてくれるなど、地域に溶け込もうとしている意気込みを強く感じました。

続いて伺ったのは、荻窪2丁目（区立荻窪公園内）にある地下貯留管工事現場です。これも、徒歩で移動しました。

近年、ゲリラ豪雨などで、善福寺川が危険水位に達したり、特にこの地域で氾濫したことがあり、その対策が急がれています。今回は、川の水を貯めるのではなく、雨水を貯める下水道の貯留管です。入口が区立荻窪公園内にあり、10mほど階段を降り、直径3m程度の貯留管が荻窪4丁目方向に向かって500mほどに渡って伸びていました。普段何気なく歩いている道路の下にこんな施設があるのは驚きでした。地面を掘り進む先端の機械は、役割を終えるとそこに残るという話を聞き、なぜカウルときてしまいました。

見学が終わり、懇親会は、荻窪4丁目の香港料理萬来で行われました。これも、ほぼ徒歩。これまでに、荻外荘、角川邸、善福寺川取水施設、杉並清掃工場などに伺いましたが、いろいろ探してみると、荻窪周辺にも実は数多くの見学スポットがあることに気づかされます。



研修会の様子

ブロック・委員会・部会からの報告

厚生事業委員会

第38回異業種交流会

厚生事業委員会

大盛況の異業種交流会で新しい交流が始まる

平成30年10月24日（水）、厚生事業委員会主催による第38回異業種交流会が荻窪タウンセブン8階会議室にて開催されました。今回は、初めて荻窪青色申告会と合同開催し45名の方が参加されました。荻窪青色申告会の石井金一会長と岸岡委員長にごあいさつをいただき、今回も参加者一人一人から自己紹介・会社PRを時間をかけて伺いました。

懇親会では、荻窪青色申告会の西山レツ女性部長の乾杯で始まり、普段接することの少ない様々な業種の方々とお会いし、直接名刺交換をしながら親睦を深められていた様子でした。和やかな雰囲気の中で、今まで知り得なかった会員同士がお互いに有意義な交流が続けていければと思っています。最後に小野瀬副委員長のご挨拶で散会となりました。地元の税務協力団体との共催で開催しましたが、今後も機会があれば開催していきたいと思っています。



委員長あいさつ

厚生事業委員会・組織委員会

第7回ボウリング大会

厚生事業委員会・組織委員会

総勢50名で盛大に行われました

平成30年11月22日（木）厚生事業委員会・組織委員会共催によるボウリング大会が荻窪ユアボウルにて開催されました。

このイベントは会員各社の福利厚生を目的として始まり、今回で7回目を迎えました。他の事業とは異なり、各社の経営者の方よりも社員の方々が多く参加されるボウリング大会は、総勢50名で盛大に行われました。競技開始の合図とともに一斉に投球が行われ、場内は歓喜の声で沸き上がりました。

競技終了後タウンセブン8階において、表彰式と懇親会が行われました。優勝は西武信用金庫荻窪西口支店の今井直哉様でした。おめでとうございます。また、商品をご提供くださいました企業様に心より感謝申し上げます。

【商品提供】東洋時計（株）、鳥羽建設（株）、アイユージー（株）、（株）西部旭建装、（株）興建社、（株）永田商会、大同生命保険（株）、AIU損害保険（株）



ボウリング大会の様子

社会貢献委員会

第18回チャリティークラシックコンサート

社会貢献委員長 神谷次彦

音楽の彩りあふれる～フルーツ、管楽から弦楽へ

平成30年11月10日（土）、杉並公会堂小ホールに於いて「音楽の彩りあふれる～フルーツ、管楽から弦楽へ～」と題し、公益社団法人荻窪法人会社会貢献委員会主催、荻窪音楽祭共催の第18回チャリティーコンサートが開催されました。当日は天候にも恵まれ大勢の方々にお越し頂きました。委員長開演の挨拶も早々に、コンサートの幕が上がりました。

今回も二部構成で、第一部は西東京フルートアンサンブル、そして第二部は荻窪祝祭管弦楽団の演奏を約二時間に渡りお聞き頂きました。そしてチャリティーですが、当日ご参加の皆様にご協力頂き、集まった募金額は122,432円となりました。

本年も引き続き（財）日本盲導犬協会の松尾様より委員会に感謝状を頂きました。募金にご協力頂きました大勢の皆様方には心より御礼申し上げます。ありがとうございました！

コンサート終了後は、場所をカルティコに移して社会貢献委員の皆さん、荻窪祝祭管弦楽団の皆さんと打ち上げを行いました。こちらも和気あいあいと大変盛り上がりしました。今後もこのチャリティーコンサートが一回でも多く開催され、募金によって一人でも多くの目の不自由な方へ盲導犬が提供されることを願い来年も頑張りたいと思います。改めて皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

最後になりますが、去る10月30日、当委員会副委員長の織茂育代さんがご逝去されました。社会貢献活動にも多大なご尽力を賜りました。ここに謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。合掌



神谷委員長あいさつ



演奏の様子



（財）日本盲導犬協会へ寄付

ブロック・委員会・部会からの報告

青年部会

第32回「落語を楽しむ会」

青年部会 井上泰志

日本古来の文化である落語を楽しんでもらう



古今亭寿輔師匠

第32回「落語を楽しむ会」を10月23日(火)に杉並公会堂小ホールで開催し約100名の方々にご参加頂きました。今年の出演者は第1回から出演頂いている古今亭寿輔師匠をはじめ、春風亭橋蔵さん、春風亭吉好さん、桂伸しんさんでした。それぞれに味のある高座を披露して頂き、客席では終始笑いの絶えない和やかな雰囲気の中、落語を楽しむことができました。終了後は懇談会を開催し、古今亭寿輔師匠にも参加して頂き有意義な時間となりました。尚、皆様からご賛同頂きましたチャリティー募金につきましては杉並区を通して、日本赤十字社を通じ北海道胆振東部地震への義援金として合計83,968円を寄付することが出来ました。ご協力頂きました皆様に改めて御礼申し上げます。

青年部会

すぎなみフェスタ

青年部会 高橋雅之

初のすぎなみフェスタ出展!

区の一大会事である「すぎなみフェスタ」に荻窪法人会として初めてテントの出展をしました。テントでは女性部会の絵葉書コンクールの入賞作品の展示、子供向けに柴田副会長からご寄附いただいた絵本のプレゼント。青年部会と青年部会OBメンバーは、ロゴ入りのウエットティッシュ、絵葉書コンクールのポケットティッシュ、税務広報チラシ、荻窪法人会主催の講演会チラシをセットにして5,000部(!)を配布いたしました(チラシは3,000部)。朝8時30分に集合し、10人で一斉に袋詰めを行い、イベントスタート10時に何とか準備完了。スタートと同時にテント前を歩いている方、飲食店の列に並んでいる方に積極的に配布を行いました。総勢15名による配布作戦で5,000個あった配布物もお昼過ぎにはなくなってしまいました。

午後から雨模様になり、会場内の人も少なくなったものの、その前に配りきったので充分PRが出来たと思います。初めての参加でしたが、毎年10万人以上(2日間)が訪れるイベントで広報活動できるのは貴重な機会だと感じました。



記念撮影

青年部会

全国青年の集い

青年部会 柴田洋平

他単会での租税教育活動実績の収集及び部会員の懇親

平成30年11月8日、長良川国際会議場、岐阜都ホテルにて全国青年の集いが開催されました。1日目は、租税教育活動プレゼンテーションや、部会長ウェルカムパーティが行われ、小張部会長も精力的に参加されていました。パーティ終了後は4Bの8単会にて大懇親会が催され、親睦を深めることができました。2日目は、部会長サミット、式典、講演等が行われ、租税教育活動展示や物産展にも立ち寄り有意義に過ごしました。また、大会終了後は岐阜市内を観光し、織田信長侯の足跡を辿るなどして日本の歴史に想いを馳せ、青年経済人として志を持つことの重要性を再認識しました。その後、陸路にて東京に帰着後、解散致しました。



記念撮影

青年部会

12月例会

青年部会 松崎淳一

青年部会・3団体合同で行った交流会



交流会の様子

平成30年12月5日、座・高円寺の2Fにある「アンリ・ファーブル」にて12月例会を行いました。今年度の12月例会は東京商工会議所杉並支部青年部・杉並法人会青年部と合同で開催したこともあり、総勢85名の3団体参加者同士が、商工会議所・法人会の垣根を越えて交流することができました。杉並法人会花形部会長の挨拶で開会し、ご来賓としてお越しいただいた東京商工会議所杉並支部・和田会長、杉並法人会・渡邊会長、荻窪法人会・小竹会長のお三方から、一年を締めくくご挨拶を頂戴するなどし、各会員にとって大変有意義な時間となりました。各会から代表者をくじ引きで選び、全体の前で自己紹介するゲームなどを通して交流を深めた後、小張部会長の中締めのご挨拶で閉会しました。大盛況の中、3団体の青年部会員同士この1年を労い、年間最後の行事を締めくくるに相応しい交流会となりました。

女性部会

第20回女性部会「歩く会」

女性部会 町田キミ

迎賓館赤坂離宮見学ツアー

女性部会の方々の常日ごろの行いの良さがよくわかりました。それは素晴らしい秋晴れに恵まれたことです。10月18日（木）荻窪駅10時50分集合、信濃町駅11時30分、参加者26名、信濃町駅から徒歩5分ほどの明治記念館で無形文化遺産にもなった和食で楽しみ…、写真でしか見たことのなかった庭園を眺めながらお茶をたのしみ…、集合写真を撮りました。

あの素晴らしいご門の神々しい姿を遠く車で走行しながら見ておりました「国宝迎賓館赤坂離宮」本当に華やかさと美しさと気品に満ちあふれており館内すべても金色に輝き別世界でした。

いつの日にか和風の“游心亭”のお茶室も拝見したいものです。女性部会役員の皆さま、ありがとうございました。



参加者で記念撮影

女性部会

女性部会「税を考える会」

女性部会

租税教室 for Ladies in Ogikubo Tax Office



講演の様子

11月20日（火）女性部会の「税を考える会」は、午後2時より荻窪税務署別館にて開催されました。来年には、税務署は移転となりますので、女性部会としては最後の税務署での研修会となりました。今回は2部構成となっており、第1部は「租税教育 for Ladies in Ogikubo Tax Office」という事で、資産課税第一部門磯統括官様に「土地の路線価」やご自身の会社の株価の算出方法についてご講義いただき、受講されていた皆さまはご自身のご自宅や会社の路線価に一喜一憂されており、大変興味深く、勉強になる講義を受講できました。第2部では、荻窪税務署の多田副署長様と永田特別国税調査官との有意義な懇談会が開催され、終始笑顔と笑いあふれる楽しい懇談会となりました。最後に中山署長様より租税教育の修了証の交付が1人ずつ行われ、非常に楽しく有意義な「税を考える会」となりました。

源泉部会

源泉部会年末調整研修会

源泉部会

「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」について

平成30年11月7日（水）荻窪税務署別館2階において、源泉部会主催「年末調整研修会」が41名の参加で開催されました。

まず「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」に関してDVDを視聴し、その後、荻窪税務署法人課税第一部門加藤席席調調査官の講師のもと「年末調整のしかた」に関して講義をしていただきました。

研修委員会

第61回 初級実務簿記交流会

研修委員会

「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」について

平成30年9月10日（月）法人会2階会議室において、研修委員会主催の「第61回初級実務簿記講習会」が10名の参加で開催されました。

東京税理士会荻窪支部より紹介された、熊谷由賀利税理士の講師のもと11月5日までの全14回、簿記についての基礎知識から3級取得までの内容で行われました。今年も、簿記検定受験者には、法人会より受験料の1部負担することで6名の方が簿記3級試験を受験する予定で受講者は熱心に受講されていました。

税制委員会

平成31年度税制改正要望に関する提言

平成30年11月9日、小竹会長・及川税制副委員長の2名で田中良杉並区長へ「平成31年度税制改正に関する提言書」を区長室にて直接手渡し、提言実現のための配慮を要望した。



又、石原伸晃衆議院議員へは議員事務所へ赴き議員へ提言実現のための配慮を依頼した。

研修委員会

法人税申告書作成研修会

研修委員会

平成30年11月21日（水）法人会2階会議室において、研修委員会主催の「法人税申告書作成研修会」が16名（未加入法人3名）の参加で開催されました。荻窪税務署法人課税第1部門小西審理席調調査官の講師のもと、法人税の概要・申告書作成演習等を中心に講義が行われました。



研修会の様子

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きょう **共**



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

- この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- 上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

